

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公開番号】特開2004-337608(P2004-337608A)

【公開日】平成16年12月2日(2004.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-047

【出願番号】特願2004-140867(P2004-140867)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2006.01)

A 6 3 B 53/06 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 E

A 6 3 B 53/06 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

図3を参照すると、錘部材18は、クラブ・ヘッドの低い重心(CG)を助長するのに役立つ。錘部材は、ポリマー・ハウジング(polymeric housing)30を有し、少なくとも1つの高密度要素32をそれに封入することが好ましい。錘部材は、窪み20内に確実に受容されるよう構成される。この実施形態では、錘部材は、固定用リップ34および/または接着剤の組合せにより取外し可能に取り付けられる。あるいは、錘部材は、ハウジングに形成されたタブを前記窪みの壁に形成された溝に圧入して使用することにより取り付けてもよい。錘部材は、当業者に知られている他の方法を使用して取り付けることもできる。錘部材は、2000年12月1日に出願され「GOLF CLUB HEAD」と題された出願人の共願米国特許出願第09/728,955号、または2002年9月3日に出願され「GOLF CLUB HEAD」と題された米国特許出願第10/234,663号のいずれかで開示したようなカートリッジを備えることができ、この両方の開示は本明細書に援用される。図4で示す実施形態では、別個の錘部材が含まれない。